

駐車場定期券申込書

(裏面の利用約款をご確認いただいております)

1. お申込み 令和 年 月 日



2. ご契約者 (個人契約 ・ 店舗契約 ・ 法人契約) (株)レダグループホールディングス
(個人でご契約の場合)

〒102-8578 東京都千代田区紀尾井町4-1ニューオーターガーデンコート4F
TEL 03-3222-0022(代表) FAX 03-3222-4300

フリガナ		電話番号	
お名前	印	携帯番号	
ご住所	〒		
フリガナ		電話番号	
お勤め先		FAX番号	

(法人または店舗でご契約の場合)

フリガナ		電話番号	
法人名	印	FAX番号	
屋号		メール	
住所	〒		
フリガナ		経理ご担当者 (請求問合せ先)	緊急連絡先 ()
代表者名			

3. お支払方: 口座振替 銀行振込 現金持参

4. ご契約車両

#	車種名	陸運支局	コード	符号	ナンバー	定期券No.	利用者氏名
(例)	ホンダフィット	釧路	580	あ	12-34	1234	末広太郎
1					-		
2					-		
3					-		
4					-		
5					-		

※ ご契約車両が6台以上の場合は、本紙をコピーしてご記入ください。

【社用欄】

発行種別	新規契約 ・ <u>再契約</u> ・ 再発行 (理由:)
使用開始日	年 月 日
有効期限	年 月 日
	本社 承認 経理部 事業部
	釧路事業所 入金確認 所属長 申込受付

※ 申込書は釧路事業所で受付いたします。入金確認があった場合には入金確認欄に捺印し、所属長の承認を受けた上で、写しは釧路事業所にて保管し、原本は本社に郵送して下さい。本社で承認した後、承認印の入った写しをお客様に直接郵送し、駐車場利用契約を締結したものといたします。

駐車定期券利用約款

第1条（約款の目的）

1. 本約款は、株式会社レダグループホールディングス（以下、「当社」という。）が発行する駐車定期券について入者購対し購入及び配布の方法、利用者による利用方法その他事項を定めるものです。

第2条（用語の定義）

本約款中で使用する用語の定義は、以下の通りとします。

1. 駐車定期券
当社が発行する、駐車定期券（定期券）をいいます。
2. 当社駐車場
当社が運営し、または当社との契約に基づいて駐車場を運営委託する管理会社が管理する駐車場であって、駐車定期券を利用できる設備を有する駐車場をいいます。
3. 利用者
当社駐車場を利用し、駐車定期券で駐車場利用料金の全部を精算する者をいいます。
4. 発行会社
当社をいいます。
5. 購入者
駐車定期券を購入する者をいいます。

第3条（約款の遵守）

購入者及び利用者は、本約款の定めるところに従って駐車定期券を購入・配布、利用するものとします。

第4条（利用金額）

駐車定期券は、時間貸駐車場の利用料金の精算に際し、精算機に表示される金額の精算のために利用することができます。

第5条（利用できる駐車場）

駐車定期券は、当社駐車場においてのみ利用することができます。

第6条（有効期間）

駐車定期券は、有効期間内においてのみ、利用することができます。

第7条（駐車定期券料金）

駐車定期券の料金は、利用可能駐車場の駐車料金を基に当社が決定します。駐車場の駐車料金は随時変更されることがありますが、一度購入した駐車定期券は有効期間内は料金を変更いたしません。

第8条（購入）

駐車定期券の購入を希望する購入者は、本約款の内容を承認の上、所定の方法により発行会社に通知して購入の申込を行うものとします。

第9条（個別契約の成立及び代金決済）

発行会社は、購入者から購入の申込を受けたときは、申込を拒絶する旨その他別段の意思表示をした場合を除き、購入者に対し、申込を受けた利用可能駐車場及び枚数の駐車定期券を、速やかに交付するものとします。なお、代金の支払い条件については、当社の定めるところに従うものとします。

第10条（申込の拒絶）

購入者において、当社の定める与信等の基準を満たさなくなった場合、または、当社の名誉もしくは信用を著しく毀損する行為があったと当社が認めた場合には、駐車定期券の購入の申込を中止することがあります。

第11条（配布制限）

購入者は、飲酒等により利用者が正常な判断を欠き自動車の運転に支障をきたす恐れがある場合、利用者に対して駐車定期券の配布を行わないものとします。

第12条（利用者との間での紛争）

駐車定期券の利用に関し、購入者と利用者との間に紛争を生じたときは、両者間で責任をもって解決するものとし、購入者は、発行会社に何らの迷惑をも及ぼさないものとします。

第13条（返品・払戻の不可）

発行会社は、購入者がひとたび購入した駐車定期券について、事由の如何を問わず返金または払戻の請求には応じることはありません。（有効期間を経過している場合も同様とします）。

第14条（汚損又は破損した場合の措置）

購入者による保管中、駐車定期券が汚損又は破損した場合は、当社は、所定の発行手数料の支払い及び汚損または破損した駐車定期券の返還を受けると引き換えに、駐車定期券を再発行します。再発行手数料及び再発行の手続きについては当社にお尋ねください。

第15条（入庫の不保証）

駐車定期券は、当社駐車場に常時入庫可能であることを保証するものではありません。利用状況により、駐車場が閉鎖されている場合や利用を希望される駐車場が満車の場合もあります。但し、駐車する場所が限定されている場合はこの限りではありません。

第16条（保管）

駐車定期券は、直射日光または磁場等の発生している場所で保管してはなりません。

第17条（有償譲渡の禁止）

駐車定期券は、当社から個別に許諾を得た場合を除き、これを有償で譲渡することはできません。

第18条（駐車場機器の故障・読取不能等による利用不能）

1. 駐車定期券は、駐車場機器の故障、停電、磁気テープの読取不良その他の事由により、一時的に利用できない場合があります。この場合、駐車料金は、利用を希望される駐車場において現金等、使用可能な他の手段にてご精算ください。
2. 前項の場合、利用不能となった原因の如何及び利用者の責任の有無にかかわらず、当社は、いずれも購入事業者及び利用者に対し、一切責任を負わないものとします。

第19条（免責）

駐車場内の事故、車の盗難、車内に残された現金、貴重品、カード類の盗難、紛失等について当社駐車場では一切責任を負いません。

第20条（駐車場利用規定）

本約款に定めなき事項や、時間貸駐車場利用に当たっての諸条件は、当該駐車場毎に掲示する「ご利用にあたってのご注意」、「不正駐車に対する警告」に従うものとし、当社の定める「駐車場利用規定」記載の条件に従うものとします。

第21条（約款の変更）

本約款は、購入者及び利用者の同意無く変更できるものとします。その場合、一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、当社ホームページで公開するものとします。予告期間経過後は変更の規約を適用します。

以上